

「長井ダム水辺空間のオープン化」の指定書伝達式を開催します

～ 東北初！ 都市・地域再生等利用区域の指定 ～

- 東北では河川を含め初の指定。管理ダムでは**全国初**の指定です。
- 指定を受けた区域での「民間事業者による営業」が可能となります。

長井市は、長井ダム水辺空間のオープン化に向けて、令和2年1月10日に東北地方整備局あて要望書を提出しておりましたが、令和2年2月20日付けで指定となりましたので、下記のとおり指定書の伝達式を開催いたします。

1. 日 時：令和2年2月27日（木）13：00～13：30

2. 場 所：旧長井小学校第一校舎 2階「学び・交流ルーム2」

※ 敷地内に駐車場がございません。駐車場所は別紙3をご確認ください

3. 出席者：東北地方整備局河川部長、長井市長

4. 内 容：伝達式、長井市長による事業計画概要説明

※ 平成23年3月の河川敷地占用許可準則改正によって、協議会等により地域の合意が図られた地方公共団体からの要望を踏まえ、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」に指定すれば、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店への占用許可が可能になります。（長井市の計画内容は別紙1、制度の概要は別紙2をご参照ください）

※ 「都市・地域再生等利用区域」に指定する事を「水辺空間のオープン化」と称しています。

〈 発表記者會 山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部 〉

〈お問合せ先〉

国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 電話 0237-75-2311

技術副所長 後藤 浩志 / 建設専門官 伊藤 肇博

長井市 地域づくり推進課 電話 0238-87-0817

課 長 新野 弘明 / 主 任 渡邊 脩太

【別紙 1】

計画概要

長井市では、観光振興計画の中で長井ダムを「水の観光の起点」として位置づけ、水への関心を高めながら、水辺の賑わいの創出と活性化を図ることを計画しています。

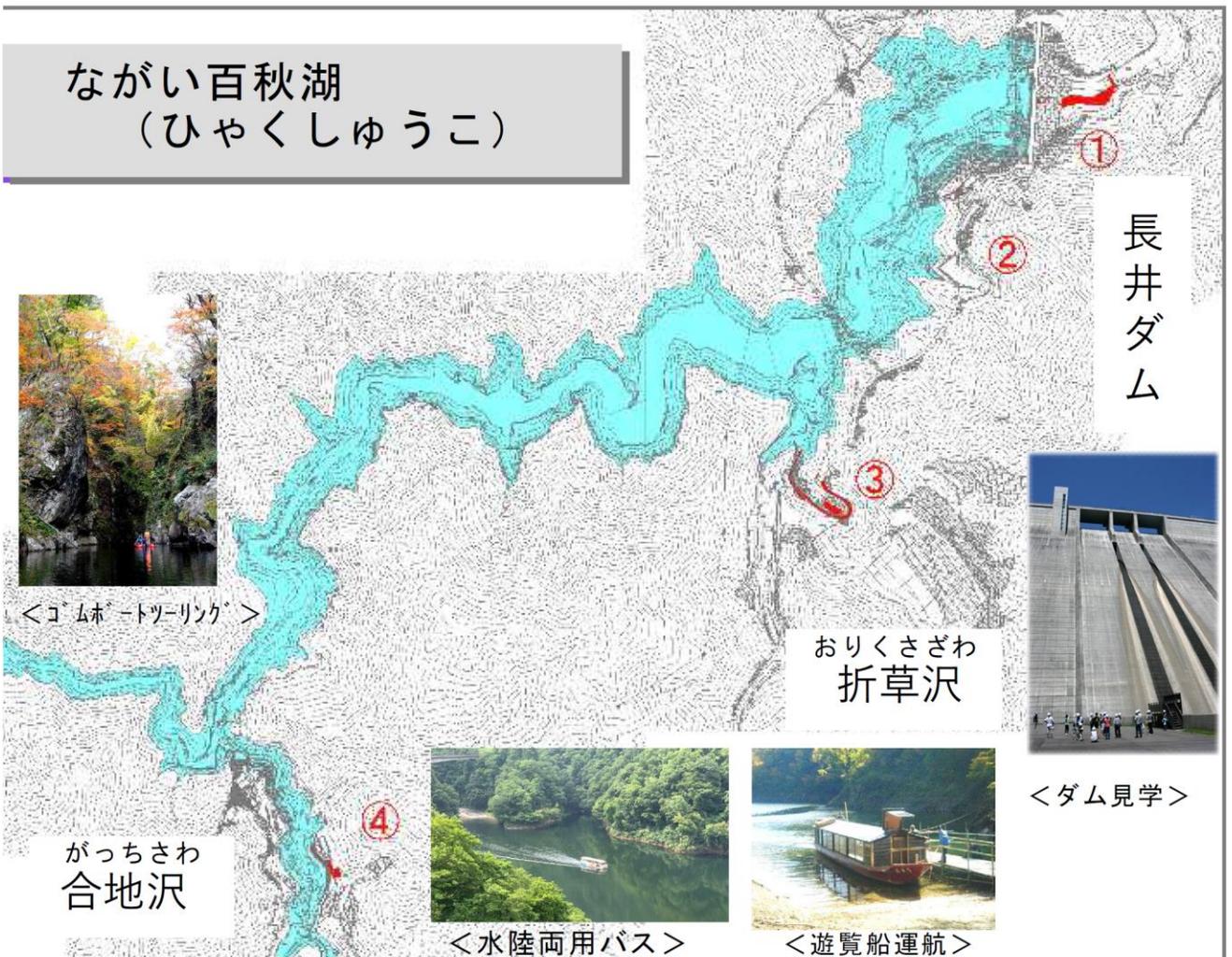
長井ダム湖を活用した「水陸両用バス運行事業」をはじめとする「水を活かした観光振興」を推進し、都市及び地域の再生を図ることを目的としています。

今回「都市・地域再生等利用区域」の指定により、長井市が民間事業者等と使用契約を結ぶことで、オープンカフェや売店など、店舗の営業等が可能となります。

<区域指定箇所及び利用計画内容>

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① ツアー客のダム施設見学 | (ダム下流広場等) |
| ② 飲食物の提供及び物品販売 | (船庫展示室等) |
| ③ 水陸両用バス、遊覧船 | (折草沢(おりくさざわ)管理用道路) |
| ④ ゴムボートツーリング | (合地沢(がっちさわ)湖面広場) |

<位置図・写真>



【別紙 2】

都市地域再生等利用区域の制度概要

<制度の概要>

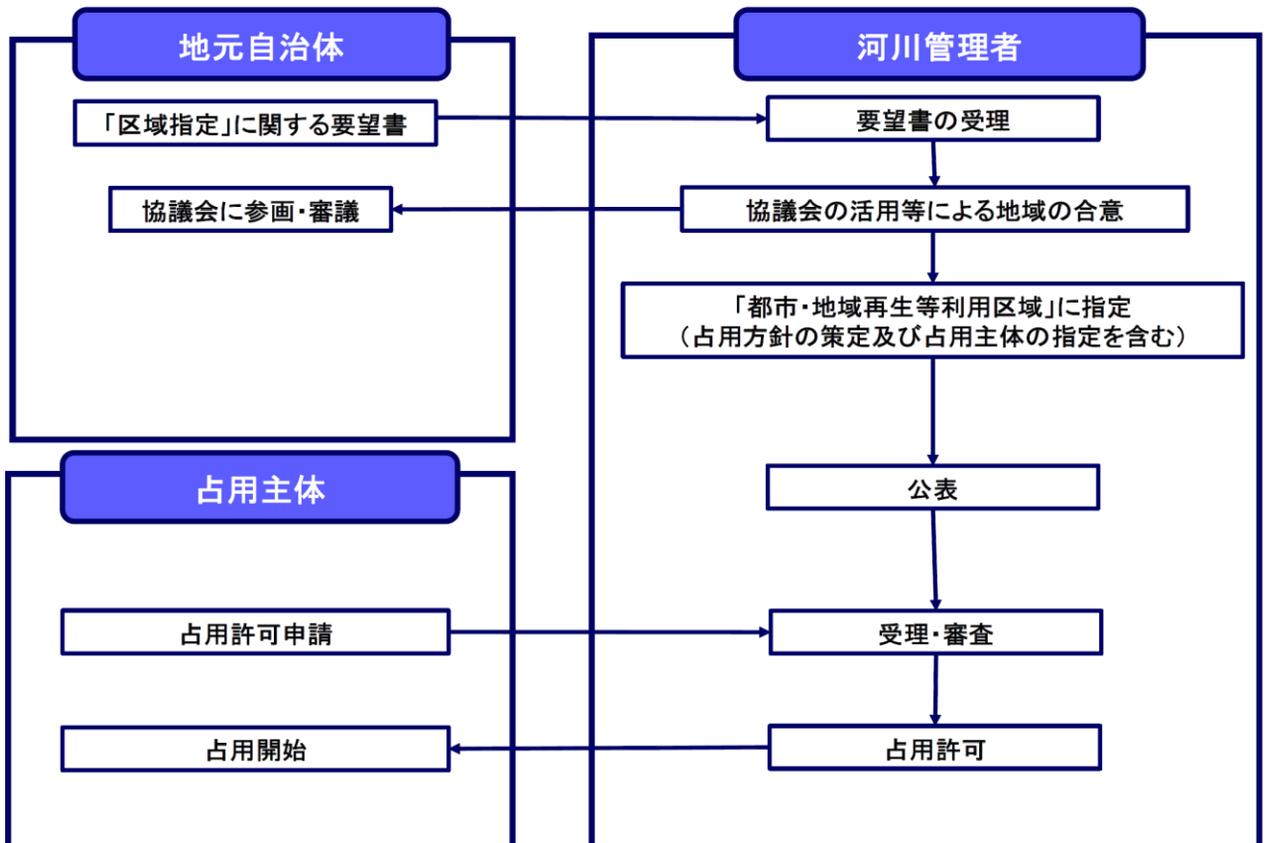
河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになる。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】

広場、イベント施設、船着き場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）
日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー



駐車場のご案内



- ※ 旧長井小学校第一校舎敷地内には駐車場がございません。
市民駐車場か道の駅川のみなと長井の駐車場をご利用ください。
- ※ 会場から近い順としては「P1、P2、P3」となります。

長井市による長井ダムのオープン化利用計画

長井市では、観光振興計画の中で長井ダムを「水の観光の拠点」として位置づけ、様々な事業を展開しています。例えば、平成30年度から試行的に水陸両用バスの運行等を行っています。利用者からは大変好評を得ており、今回「長井ダム水辺のオープン化」により、民間事業による本格運営を行い、一層の賑わいを創出することを目指しています。なお、国が管理するダムでは全国で初めての取り組みとなります。

- ① ツアー客のダム施設見学 (ダム下流広場等)
- ② 飲食物の提供及び物品販売 (船庫展示室等)
- ③ 水陸両用バス、遊覧船 (折草沢管理用道路)
- ④ ゴムボートツーリング (合地沢湖面広場)

※令和2年1月10日要望書提出。令和2年2月20日指定。今後、3月中に河川占用申請・許可、4月から利用開始を予定しています。

事業スキーム



事業内容（予定）



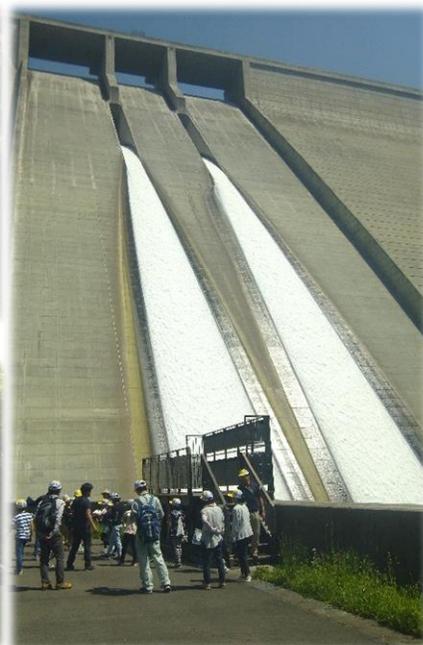
ボートツーリング
(三淵渓谷通り抜け参拝)



屋形船（秋季運航）



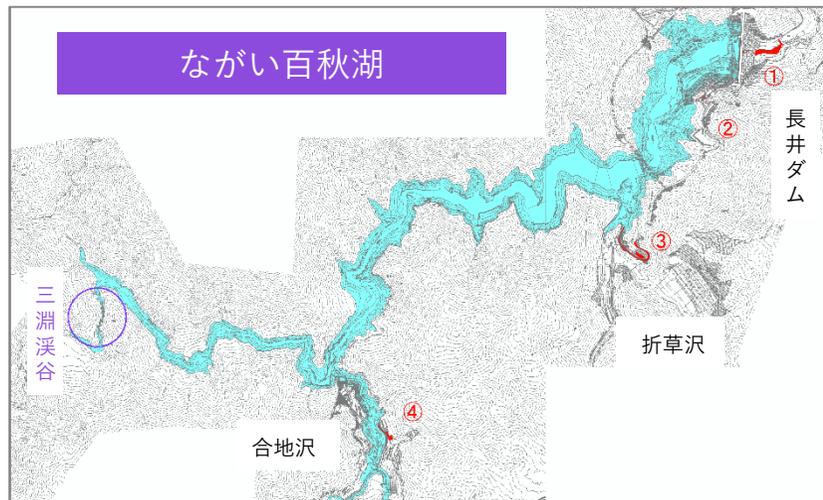
水陸両用バス（夏季運航）



ダム見学（下流広場）



ダム見学（堤体内部）



オープン化とは・・・河川空間では、原則、営業活動は行われていませんでしたが、河川空間を積極的に活用したいとの要望の高まりを受け、地域の合意が得られた場合等の要件を満たせば、オープンカフェなどの営業活動が可能となりました。（H23年3月8日河川敷占用許可準則の一部改正）このように河川空間で営業活動が行えるよう、「都市・地域再生等利用区域の指定」をすることをオープン化と称しています。